

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

氷見市は、富山県の北西部、能登半島の基部に位置しており、東は富山湾に面し、南西北の三方を山に囲まれていることから、漁業を中心とした地域資源に恵まれた街である。2020年の国勢調査では、氷見市の総人口は43,950人であり、年少人口は4,022人（総人口の9.2%）、生産年齢人口は22,518人（総人口の51.2%）、高齢者人口は17,410人（総人口の39.6%）である。1980年をピークに人口減少が続いており、前回の2015年の国勢調査との比較では、4,042人が減少（8.4%減）、1980年の国勢調査との比較では、18,463人が減少（29.5%減）している。2020年に策定した「第2期氷見市人口ビジョン」では、出生率の段階的な向上（2030年までに1.7、2040年までに1.9）及び社会増減数の均衡を実現した結果推計される、32,700人を2040年の人口目標としている。

産業においては、卸売・小売業、建設業、製造業が発展しており、地域資源を生かした水産加工品も多い。特に「ひみ寒ぶり」を代表に、氷見漁港で水揚げされる魚は全国ブランドとして定着しており、マスメディア等に多数取り上げられている。一方、商店街では空き店舗や老朽化した店舗が目立ち、域内の中小企業数は減少傾向にある。さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、企業立地助成金や氷見市創業支援事業補助金等の制度を設けて、企業誘致や創業支援による雇用の確保に努めてきたが、引き続き市内中小企業者の生産性の抜本的な向上により経営の安定を図るとともに、人手不足等に対応した事業基盤の構築を支援し、市内の産業の振興を図る。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、持続的に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

氷見市の産業は、卸売・小売業、建設業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が氷見市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

氷見市の産業は、中心市街地、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、氷見市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

氷見市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が氷見市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。